## 初・再診時の特別な料金の改定について(令和5年10月1日から)

## 長良医療センター

内容	旧料金	新料金
	消費税(10%)込	消費税(10%)込
初診に係る保険外併用療養費		
当院以外の医療機関からの紹介状を持参されず当院を受診(初診)	5,500円	7,700円
される場合にご負担いただく特別の料金		
再診に係る保険外併用療養費		
病状の安定に伴い、「かかりつけ医」への紹介について当院医師が		
申し出た場合において、紹介状交付後に引き続き、当院での診察を希	_	3,300円
望された場合にご負担いただく特別の料金		
(当院と他の病院・診療所と共同で診察する場合は除く)		

当院が令和5年8月1日付で紹介受診重点医療機関に選定されたことに伴い、初・再診時に係る保険外 併用療養費について、上記のとおり改定いたします。

病状の経過の把握や診療を迅速かつ的確に行うために紹介状が極めて有用なため、是非「かかりつけ医」 をお持ちいただき、当院を受診される際に紹介状を持参の上受診していただきますようお願い申し上げます。

ただし、以下に該当する場合は、対象外になります。

- ・救急車で搬送された緊急性を有する場合
- ・公費負担医療の対象患者

※ただし、子ども医療費助成、母子家庭医療費助成については保険外併用療養費の対象となります

- ·無料低額診療対象者
- ·HIV感染者
- ・当院の他の診療科から院内紹介されて受診する場合
- ・医科と歯科の間で院内紹介した場合
- ・特定健診等の結果により、精密検査の指示があった場合
- ・外来受診後そのまま入院となった場合
- ・治験協力者
- ・災害被害者
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合